

令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について

マスクの着用の考え方について、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要とされている取扱いを改めるとの方針が2月10日付けにて厚生労働省より示されました。

令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重されるよう、配慮をお願いします。

※参考

- 1 令和5年2月10日付け「マスク着用の考え方を見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)」(厚生労働省 事務連絡)
- 2 令和5年2月22日付け「マスク着用の考え方を見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)」を踏まえた本県の対応について(愛知県知事)
- 3 「警戒領域」での感染防止対策[第8波の終息に向け県民・事業者の皆様へのお願い](愛知県)

○市職員(事務職)のマスク着用等について

感染拡大当初より、基本的な感染防止対策としてマスクの着用を原則としていましたが、マスクの着用を求めないことを基本とし、個人の判断に委ねることとします。ただし、窓口対応等で不特定多数の者と接する機会が多い職員については、窓口対応等においては、引き続きマスクを着用することを推奨することとします。庁舎内にマスクの着用をしない職員がいることをご理解いただく旨のポップや張り紙を窓口等に掲示することとします。

また、感染が大きく拡大した場合は、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を呼びかけることとします。

3月13日以後においても基本的な感染対策は重要であり、引き続き3つの密の回避、人と人との距離の確保、換気等は引き続き励行するものとします。事務室内のビニールシート等は3月13日以降適宜取り除くこととしますが、窓口の亚克力パネルは各担当課の裁量により柔軟な対応に努めてください。

会議については、亚克力パネルの設置をなくし、できる限り密にならないよう配慮し、マスクの着用については、個人の判断に委ねることを事前に周知してください。

また家庭訪問時は、相手にマスクの着用を求めないことを周知してください。

体温計と手指消毒等は、設置したままとします。

窓口等に並ぶための列の間隔を示す表示はなくします。